

悪質商法にご用心！

——— 平成24年度上半期の消費生活相談の状況 ———

平成24年度上半期(平成24年4月～9月)に県消費生活センターと県内4ヶ所の県民センターの相談窓口寄せられた消費生活相談の状況がまとまりました。

- ①相談件数は2,514件で、前年度同期に比べ(以下同じ)減少(△9.7%)しました。
- ②パソコン、携帯電話の出会い系サイト等の「ワンクリック詐欺」、電話勧誘販売でのファンド[®]型投資商品等の相談が目立ちます。
- ③相談1件あたりの契約金額は約157万円と13.1%増加して、依然高額です。
- ④「架空請求」などの「振り込め詐欺」についての相談は112件で、大幅に増加(154.5%)しました。
- ⑤「多重債務」についての相談は50件で、減少(△21.9%)しました。
- ⑥「ヤミ金融」についての相談は44件で、増加(46.7%)しました。
- ⑦どういう仕組みでお金もうかるのか不明な「うまいもうけ話」については、相談件数は38件、一件あたりの契約金額は約615万円で、件数は減少(△20.8%)、金額は増加(65.3%)しています。

1 相談状況 (いずれも前年度同期との比較)

(1) 相談件数は2,514件で、9.7%減少

- ・相談件数は2,514件で、前年度の2,784件に比べ270件(△9.7%)減少した。(表1)
 - ・商品・役務別では、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求、架空請求などの「放送・コンテンツ等」が最も多く、次いでフリーローン・サラ金などの「融資サービス」は前年並みで依然多かった。また、「空調・冷暖房設備」「自動車」は全体の件数は少ないものの増加傾向にある。(表4)
 - ・販売購入形態別では、「店舗購入」が最も多く、次いで「通信販売」「電話勧誘販売」「訪問販売」の順で多かった。(表6)
- このうち、「通信販売」では「無料と思ってインターネットのサイトの画面上のボタンをクリックしたら登録したことになり料金を請求された」など「ワンクリック詐欺」の相談、また最初は無料を謳っていたにもかかわらず、ポイント購入などで巧みに料金請求が発生するなどの出会い系サイト被害の相談が増加している。(別紙【事例1】、【事例2】参照)
- 「訪問販売」では、太陽光発電システム設置などの相談が寄せられている。(別紙【事例3】参照)

「電話勧誘販売」では、ファンﾄﾞ型投資商品等の相談が目立った。

(2) 相談 1 件あたりの契約金額は増加 (表 9)

・相談 1 件あたりの契約金額(金額が明らかなもののみ。以下同じ)は 1,575,089 円で、前年度の 1,393,140 円に比べ 181,949 円(13.1%)増加した。

(3) 「振り込め詐欺」は大幅に増加 (表 10)

・架空請求などの「振り込め詐欺」についての相談件数 112 件で、前年度の 44 件に比べ 68 件(154.5%)大幅に増加した。(別紙【事例4】参照)

・これは、消費者意識の高まりや警察など関係機関の取り組みにより減少していたが、より巧妙な手口が取られて高齢者等がねらわれている。

(4) 「多重債務」は減少 (表 11)

・複数の金融機関からの借入金の返済のために次々と借金を重ねる「多重債務」についての相談件数は 50 件で、前年度の 64 件に比べ 14 件(△21.9%)減少した。

(5) 「ヤミ金融」は増加 (表 12)

・「ヤミ金融」についての相談件数は 44 件で、前年度の 30 件に比べ 14 件(46.7%)増加した。

(6) 「うまいもうけ話」は件数減少 (表 13)

・どうやってお金がもうかるのか仕組みのよくわからない、高収入をうたった「うまいもうけ話」についての相談件数は 38 件で、前年度の 48 件に比べ 10 件(△20.8%)減少した。

・一件あたりの契約金額は 6,157,428 円で、前年度の 3,724,231 円に比べ 2,433,197 円(65.3%)大幅増加した。

2 県民への呼びかけ

(1) 巧妙・悪質な手口による悪質商法の被害が引き続き発生しており、十分注意する必要があります。

(2) ①不審なものに近づかない、相手にしない。

②不必要なものや納得できないものは、きっぱりと断る。

③「無料」などの言葉を安易に信じない。

④心当たりのない請求や不当な請求には決して応じない。

⑤借金の返済のための借金はしない。

⑥「うまい話」にのらない。

など、一人一人が常に自分と自分の財産を守る自己防衛意識を持ちましょう。

(3) 不審な時、不安な時、困った時には、なんでも、まずは、消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

【県の消費生活相談窓口】

【消費生活センター・県民センター】

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ●消費生活センター (087)833—0999 | 多重債務・ヤミ金融専用 (087)834—0008 |
| ●東讃県民センター (0879)42—1200 | ●中讃県民センター (0879)62—2269 |
| ●小豆県民センター (0877)62—9600 | ●西讃県民センター (0875)25—5135 |

【警察】

- 警察総合相談センター (087)831—0110
- 各警察署の「警察安全相談」各警察署の代表番号へ

【事例1】

中3の息子がスマートフォンでアダルトサイトを見ようとしてクリックしていったら料金請求画面になったと親に見せに来て、料金は9万円だが3日以内に払えば6万5千円と書かれており、高額である。よく分からないまま電源を落とした。その後、インターネットも電話も通常どおり使用でき、請求画面も張り付いていないが心配ないだろうか。(40歳代 男性)

【事例2】

無料登録できる3つの出会い系サイトに登録し、無料の範囲でいくつかのメールを見たと思っていたが、自動的にマイナス50ポイントになっていて「後払いにしますか」と記載されていたが、そのまま放置していた。すると、仲介業者と名乗る者から、電話がかかり、「滞納しているので23万円を支払ってもらわなければならない」と言われた。「払えない」と言ったところ、「13万円にする」と言われたが、それでも払えないので分割で支払うことになり、5万円支払った。残りの8万円を2万円ずつ4回に分けて支払うことになっているが、納得できない。業者から電話がかかってきたときに住所、氏名、自宅電話番号は伝えてしまった。(30歳代 男性)

【事例3】

週末自宅に太陽光発電システムの勧誘電話があった。「太陽光発電で発電された電気は42円で電力会社を買取るのでプラスになる。発電分で昼間使った電気も賄える。設置するのにまとまったお金は必要ない。発電でローン代金を賄えないケースなら勧めない。太陽光発電パネルをたくさん設置すればそれだけたくさん発電できるのでローンを賄える。10年後にはローンを支払ってしまっているのが得。10年前から仕事をしているので実績がある。証拠も見せられる」と言われた。しかし、会社のHPを見ると、創業してまだ10年満たない会社であった。怪しいので情報提供する。(40歳代 女性)

【事例4】

携帯端末から「以前登録したサイトで無料期間内に退会手続きが完了していない等々で料金が発生している。」と覚えのない請求メールが届いた。「連絡しなければ身辺調査に入る」とか「通信記録という証拠を提出した上での裁判であるため誤っての登録であっても支払命令が下される」などと記載されている。どう対処したら良いか。

(30歳代 男性)